

件名	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>平成28年8月8日の人事院勧告に鑑み、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第95号）により「地方公務員の育児休業等に関する法律」（以下「育児休業法」といいます。）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、対象となる子の年齢を1歳から1歳6箇月に緩和することとします。 <第2条関係></p> <p>(2) 育児休業法第2条第1項において条例で定めることとされた、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子に準ずる者を定めます。 <新第2条の2関係></p> <p>(3) 育児休業に係る子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を加えることに伴い、関係する規定の整備を行います。 <第3条及び第11条関係></p> <p>(4) 要介護者を介護するため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる介護時間制度を新たに設けることに伴い、関係する規定の整備を行います。 <第22条関係></p> <p>特別養子縁組の監護期間中の子とは、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するものを指します。</p> <p>養子縁組里親に委託されている子とは、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後の児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、養子縁組里親名簿に登録されたもの）である職員に委託されている児童を指します。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成29年4月1日とします。</p>		

亀山市条例第7号

亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「その養育する子の1歳到達日」を「その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産し

たことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り

消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第22条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第17条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「(当該非常勤職員が育児時間を承認されている)」を「(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。